

鳥取県公報

平成23年7月5日(火) 号外第78号

毎週火・金曜日発行

目 次

- 鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則(50)(雇用人材総室)・・・・・3 ◇規 則
- ◇ 教委訓令 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令(2)(教育総務課)・・・・4

鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内における求人状況の変化に鑑み、鳥取県立倉吉高等技術専門校における訓練生の定員の見直しを行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立倉吉高等技術専門校で行う職業訓練の訓練生定員を次のとおり改める。

	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練	訓練生	上定員
				期間	改正前	改正後
ſ	普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	2年	20人	30人
			土木システム科	1年	15人	10人
			木造建築科	1年	20人	10人

(2) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

則

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県規則第50号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則(昭和45年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

		Ī	改 正	後					Ī	改 正	前		
(職業訓練の種類等)													
(職業訓練	の種類等)					(職業訓練	の種類等)				
釺	2条 専	門校で行う	職業	訓練の種類、訓	練課	程及び	第	2条 専	門校で行う	職業	訓練の種類、訓	練課	程及び
	訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の							訓練科並	びにその訓	練生	定員及び訓練期	間は、	、次の
	表のとお	りとする。						表のとお	りとする。				
	専門校の	職業訓練	訓練		訓練	訓練		専門校の	職業訓練	訓練		訓練	訓練
	名称	の種類	課程	訓練科	生定	期間		名称	の種類	課程	訓練科	生定	期間
					員							員	
	鳥取県立	普通職業	普通	コンピュータ	10人	1年		鳥取県立	普通職業	普通	コンピュータ	10人	1年
	倉吉高等	訓練	課程	制御科				倉吉高等	訓練	課程	制御科		
	技術専門			コンピュータ	30人	2年		技術専門			コンピュータ	<u>20人</u>	2年
	校			制御科				校			制御科		
				土木システム	<u>10人</u>	1年					土木システム	<u>15人</u>	1年
				科							科		
				木造建築科	<u>10人</u>	1年					木造建築科	<u>20人</u>	1年
				介護福祉士養	30人	2年					介護福祉士養	30人	2年
				成科							成科		
			略		1	1				略			
	略							略					
2	略						2	略					
													ļ
_	7/ .) FI	1											

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成25年3月31日までの鳥取県立倉吉高等技術専門校のコンピュータ制御科(訓練 期間が2年のものに限る。)の訓練生定員については、改正後の鳥取県立高等技術専門校規則第2条第1項 の規定にかかわらず、25人とする。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月5日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

改正前

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

改 正 後

鳥取県教育委員会事務処理権限規程(平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)を当 該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改 正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の 表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改 め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在し ない場合には、当該改正後表を加える。

		以上发						以 止 則			
別表:	第 1					別表:	第 1				
1.	及び2 略					1.	及び2 略				
3	小中学校課					3	小中学校課				
		事項	事務	処理	権			事項	事務	処理	権
		尹坦	限の	区分	ì			尹以	限の	区分	
			教	専	決				教	専	決
			育	権	者				育	権	者
	種類	内容	委	教	課		種類	内容	委	教	課
			員	育	長				員	育	長
			会	長	等				会	長	等
	略						略				
	六 その他	1 公立義務教育諸					六 その他	1 公立義務教育諸			
	の業務に	学校の学級編制及					の業務に	学校の学級編制及			
	関する事	び教職員定数の標					関する事	び教職員定数の標			
	務	準に関する法律					務	準に関する法律			
		(昭和33年法律第						(昭和33年法律第			
		116号)第3条の						116号)に基づく			
		規定による義務教						事務のうち次に掲			
		育諸学校の学級編						げる事務			
		制の基準の決定									
								(1) 同法第3条			
								の規定による義			

2 略		
3 学校教育法(昭		
和22年法律第26		
号)に基づく事務		
のうち次に掲げる		
事務		
(1) 同法第4条		
の規定による市		
町村の設置する		
中等教育学校の		
設置、廃止等の		
認可		
(2) 同法第13条		
第1項の規定に		
よる市町村の設		
置する中等教育		
学校の閉鎖の命		
令		
(3) 同法第13条		
第2項において		
準用する同条第		
1 項の規定によ		
る市町村の設置		
する幼稚園の閉		
鎖の命令		

4 特別支援教育課

	事項		事務処理権			
	尹炽			ì		
		教	専	決		
	内容	育	権	者		
種類		委	教	課		
		員	育	長		
		会	長	等		
略						

	<u>'コ ハ'</u>	カ / O	<u> </u>
務教育諸学校の			
学級編制の基準			
の決定			
(2) 同法第5条			
の規定による義			
務教育諸学校の			
学級編制及びそ			
の変更について			
の同意			
2 略			
3 学校教育法(昭			
和22年法律第26			
号)第4条の規定			
による市町村の設			
置する幼稚園及び			
中等教育学校の設			
置、廃止等の認可			

4 特別支援教育課

	事項			
	于兴			ì
		教	専	決
	内容	育	権	者
種類		委	教	課
		員	育	長
		会	長	等
略				

4~7 略

六 その他	1及び2 略	
の業務に	3 公立義務教育諸	
関する事	学校の学級編制及	
務	び教職員定数の標	
	準に関する法律第	
	3条の規定による	
	公立特別支援学校	
	の小学部及び中学	
	部の学級編制の基	
	準の決定	
	4 学校教育法に基	
	づく事務のうち次	
	に掲げる事務	
	(1) 同法第4条	
	の規定による市	
	町村の設置する	
	特別支援学校の	
	設置、廃止等の	
	認可	
	(2) 同法第13条	
	第1項の規定に	
	よる市町村の設	
	置する特別支援	
	学校の閉鎖の命	
	令	
	5~8 略	

5 高等学校課

事項	事務処理権	事1
子炽	限の区分	777
	教 専決	
	育 権者	

六 その他 1 及び 2 略	
の業務に 3 公立義務教育諸	
関する事 学校の学級編制及	
務び教職員定数の標	
準に関する法律に	
基づく事務のうち	
次に掲げる事務	
(1) 同法第3条	
の規定による公	
立特別支援学校	
の小学部及び中	
学部の学級編制	
の基準の決定	
(2) 同法第5条	
の規定による公	
立特別支援学校	
の小学部及び中	
学部の学級編制	
及びその変更に	
ついての同意	
4 学校教育法第 4	
条の規定による市	
町村が設置する特	
別支援学校の設	
置、廃止等の認可	

5 高等学校課

事項	事系	易処理権
尹炽		D区分
	教	専決
	育	権者

5~8 略

種類	内容	委	教	課
		員	育	長
		会	長	等
略				
四 学校教	1 同法に基づく事			
育法に関	務のうち次に掲げ			
する事務	る事務			
(公立の	(1) 同法第4条			
高等学校	の規定による市			
及び専修	町村の設置する			
学校等に	高等学校の設			
係るもの	置、廃止等の認			
に限	可			
る。)	(2) 同法第13条			
	第1項の規定に			
	よる市町村の設			
	置する高等学校			
	の閉鎖の命令			
	<u>(3)</u> 略			
	<u>(4)</u> 略			
	(5) 同法第133			
	条第1項におい て準用する同法			
	第13条第1項の			
	規定による専修			
	学校の閉鎖の命			
	令			
	<u>(6)</u> 略			
	<u>(7)</u> 略			
	<u>(8)</u> 略			
	略			
略				
六 その他	1~4 略			
の業務に				
関する事				
務				
	<u>5</u> 略			
	<u>6</u> 略			
	<u>7</u> 略			
	<u>8</u> 略			
	<u>9</u> 一から五まで及			
	び 1 から <u>8</u> までに 担ばる + ののほか			
	掲げるもののほか			

種類	内容	委	教	課
		員	育	長
		会	長	等
	1 同法に基づく事			
育法に関				
する事務				
(公立の	O 7-17			
高等学校				
及び専修				
学校等に				
係るもの				
に限				
る。)				
	<u>(1)</u> 略			
	<u>(2)</u> 略			
	<u>(3)</u> 同法第133			
	条第1項におい			
	て準用する同法			
	<u>第13条</u> の規定に			
	よる専修学校の			
	閉鎖の命令			
	<u>(4)</u> 略		I	
	 <u>(5)</u> 略			
	<u>(6)</u> 略			
	····································			
略				
	1~4 略			
の業務に				
関する事				
務	町村が設置する高			
9,0	等学校の設置、廃			
	サイベの設員、廃 上等の認可			
]	
	<u>6</u> 略			
	<u>7</u> 略			
	<u>8</u> 略			
	<u>9</u> 略		I	
	<u>10</u> 一から五まで及			
	び1から <u>9</u> までに			
	掲げるもののほか			

略

別表第3

1~9 略

10 文化財課

	事務処理権					
事項			限の区分			
		教	専	委		
		育	決	任		
		長	権	決		
			者	裁		
種類	内容			権		
				者		
			課	課		
			長	長		
			等	等		
一 文化財	1 同法に基づく事					
保 護 法	務のうち次に掲げ					
(昭和25	る事務					
年法律第						
214号)に						
関する事						
務						
	<u>(1)</u> 略					
	<u>(2)</u> 略					
	<u>(3)</u> 略					
	<u>(4)</u> 略					
	<u>(5)</u> 略					
	<u>(6)</u> 略					
	<u>(7)</u> 略					
	<u>(8)</u> 略					
	<u>(9)</u> 略					
	<u>(10)</u> 略					
	<u>(11)</u> 略 (12) 略					
	<u>(13)</u> 略 <u>(14)</u> 略					
	<u>(14)</u> 唱 <u>(15)</u> 略					
	<u>(16)</u> 略					
	<u>(17)</u> 略					
	<u>(18)</u> 略					
	<u>(19)</u> 略					
	<u>(20)</u> 略					
	略					

略

別表第3

1~9 略

10 文化財課

)	文化財課					
		事務処理権				
		事項	限の区分			
				教	専	委
				育	決	任
				長	権	決
					者	裁
	種類		内容			権
						者
					課	課
					長	長
					等	等
-	- 文化財	1 同法	まに基づく事			
	保 護 法	務のう	ち次に掲げ			
	(昭和25	る事務	5			
	年法律第	(1)	同法第99条			
	214号)に	第 2	! 項の規定に			
	関する事	よる	発掘の目的			
	務	等に	ついての国			
		の機	関との協議			
		<u>(2)</u>	略			
		<u>(3)</u>	略			
		<u>(4)</u>	略			
		<u>(5)</u>	略			
		<u>(6)</u>	略			
		<u>(7)</u>	略			
		<u>(8)</u>	略			
			略			
		<u>(10)</u>				
		<u>(11)</u>	略			
		<u>(12)</u>	略			
		<u>(13)</u>	略			
		<u>(14)</u>	略			
		<u>(15)</u>	略			
		<u>(16)</u>	略			
		<u>(17)</u>	略			
		<u>(18)</u>	略			
		<u>(19)</u>	略			
		(20)	略			
		(21)	略			
		略				

 <u> </u>	火曜日	鳥	拟	県	公	報	号外第78号
略						略	

11及び12 略

附 則

11及び12 略

この訓令は、平成23年7月5日から施行する。ただし、別表第1の3の項の六の1及び4の項の六の3の改正 規定は、平成24年4月1日から施行する。